化製場等に関する法律施行条例及び特定区域における産業の活性化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成30年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第33号

化製場等に関する法律施行条例及び特定区域における産業の活性化に関する条例の一部を改正する条例 (化製場等に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 化製場等に関する法律施行条例(昭和59年岩手県条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前

(化製場又は死亡獣畜取扱場の構造設備の基準等)

第3条 「略]

- 「略]
- 3 法第4条第3号の公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所は、次のとお 3 法第4条第3号の公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所は、次のとお りとする。
- (1) 「略]
- (2) 神社、寺院及び遺跡等歴史的文化遺産を有する場所、都市公園等(都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項の都市公園、国及び地 方公共団体以外の者が設置する都市計画施設(都市計画法(昭和43年法 律第100号) 第4条第6項の都市計画施設をいう。) である公園又は緑地 並びに社会資本整備重点計画法施行令(平成15年政令第162号)第2条第 2号の公園又は緑地をいう。)、遊園地、同法第9条第21項の風致地区 、駅その他これらに類似する場所から200メートル以内の場所
- (3)・(4) 「略]

(法第8条の施設の構造設備の基準)

条第1項の規定(貯蔵の施設の構造設備については、化製室に関する部分 を除く。)を準用する。この場合において、同項中「化製室」とあるのは 「製造室」と読み替えるものとする。

改正後

(化製場又は死亡獣畜取扱場の構造設備の基準等)

第3条 「略]

- 「略]
- りとする。
- (1) 「略]
- (2) 神社、寺院及び遺跡等歴史的文化遺産を有する場所、都市公園等(都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項の都市公園、国及び地 方公共団体以外の者が設置する都市計画施設(都市計画法(昭和43年法 律第100号)第4条第6項の都市計画施設をいう。)である公園又は緑地 並びに社会資本整備重点計画法施行令(平成15年政令第162号)第2条第 2号の公園又は緑地をいう。)、遊園地、同法第9条第22項の風致地区 、駅その他これらに類似する場所から200メートル以内の場所

(3)・(4) 「略]

(法第8条の施設の構造設備の基準)

第4条 法第8条に規定する製造又は貯蔵の施設の構造設備については、前 第4条 法第8条に規定する製造又は貯蔵の施設の構造設備については、第 3条第1項の規定(貯蔵の施設の構造設備については、化製室に関する部 分を除く。)を準用する。この場合において、同項中「化製室」とあるの は、「製造室」と読み替えるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(特定区域における産業の活性化に関する条例の一部改正)

第2条 特定区域における産業の活性化に関する条例(平成18年岩手県条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定
めるところによる。	めるところによる。
(1) 特定区域 次のいずれかに該当する地域の全部又は一部であって、	(1) 特定区域 次のいずれかに該当する地域の全部又は一部であって、
知事が指定したものをいう。	知事が指定したものをいう。
ア [略]	ア [略]
イ 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第9条第10項に規定する準工業	イ 都市計画法(昭和43年法律第100号) <u>第9条第11項</u> に規定する準工業
地域、 <u>同条第11項</u> に規定する工業地域又は <u>同条第12項</u> に規定する工業	地域、 <u>同条第12項</u> に規定する工業地域又は <u>同条第13項</u> に規定する工業
専用地域	専用地域
ウ~オ [略]	ウ~オ [略]
(2) [略]	(2) [略]
備老 改正部分け 下線の部分である	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。